

第 2 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 3 月 2 日 (水)
午前 9 時から

場 所 友部町中央公民館体育室
(友部町中央 3 - 3 - 6)

(午前9時 開会)

○小松崎事務局長

定刻となりましたので、ただいまより、第2回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきます事務局長の小松崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

ここで、会議に入る前に、会議の傍聴人の方々にご連絡を申し上げます。

受付の際に提示されておりました「傍聴人へのお願い」という事項を遵守の上、静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

また、腕章をつけた者が記録員でございますが、これ以外の方につきましては、写真撮影、録音は議事に入るまで、携帯電話につきましては電源を落としていただきますようお願い申し上げます。

また、各委員さんにおかれましては、必ずお名前をお名乗りの上でご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会長あいさつの前に、第1回の協議会に欠席されました県議会の長谷川先生、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

○長谷川委員

おはようございます。今回の合併の委員に選任されました長谷川であります。

第1回目の協議会の際、公務のために出席することができず、申し訳ございません。

どうぞこの合併協議会が実りありますように心からお願い申し上げ、また、お祈り申し上げ、委員としても頑張りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○小松崎事務局長

ありがとうございました。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、磯会長よりごあいさつを申し上げます。

○磯会長

おはようございます。会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

さきの23日に第1回協議会を開催させていただき、本日、第2回目の協議会を開催するということで、委員の皆様には大変お忙しい思いをおかけしておりますことを心より感謝申し上げます。

さきの協議会では、合併の方式など、基本4項目と言われるものについて決定いただいたわけでございます。本日は、新たに7件の協議事項と継続協議とされた3件及び新市建設計画の続きであります分野別等の提案が予定されております。協議が長時間に及ぶこととは存じますが、各委員さんのご理解、ご協力を引き続きお願い申し上げる次第であります。

す。

また、協議につきましては、各委員さんから忌憚のないご意見をちょうだいいたしたいと存じます。活発なご意見等をお願いし、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小松崎事務局長

本日の出席委員は 29 名、全員でございます。本協議会規約第 9 条第 1 項の規定によりまず定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立いたします。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○磯会長

それでは、会議次第に基づき、協議を進めてまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

協議第 11 号 財産の取扱いについて。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、1 ページをご覧くださいと存じます。

協議第 11 号 財産の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

（１）３市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

（２）財産区有財産については、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。平成 15 年度末現在の 3 市町の主な財産の現況でございます。公有財産、物品、基金、債権、債務を記載してございます。

（３）の基金総額でございますが、笠間市が 35 億 9,951 万 3,000 円、友部町が 46 億 5,621 万円、岩間町が 17 億 6,273 万 3,000 円でございます。

２の債務でございますが、普通会計、特別会計、企業会計の残高合計は、笠間市が 135 億 5,517 万 7,000 円、友部町が 112 億 2,435 万 2,000 円、岩間町が 96 億 4,334 万 1,000 円であります。

債務負担行為額は、笠間市が 3 億 2,345 万 7,000 円、友部町が 9 億 2,546 万 4,000 円、岩間町が 7 億 1,413 万円でございます。

次のページからは財産の内訳でございます。

４ページは出資による権利でございますが、特出するものとして、笠間市において、エコフロンティアの事業団である茨城県環境保全事業団出捐金 5 億円がございます。

６から 7 ページは基金の内訳でございますが、7 ページのその他の基金でございますが、笠間市で文化財保護基金や財産区財政調整基金、福田地区地域振興整備基金、市庁舎建設基金等がございます。

友部町では義務教育施設整備基金、高齢者保健福祉基金、友部駅橋上化及び自由通路整備基金などがございます。

岩間町ではふるさと農林業振興基金，公共下水道事業基金等がございます。

次のページは債務の内訳，財産区財産でございます。笠間市大池田財産区，区域は大橋，池野辺，福田，飯田ということで財産区の財産がございます。

次のページは関係法令でございます。

10 ページは先進地の事例でございます。すべて引き継いでおります。

本協議会資料に示した財産のほか，ここに記載されていない道路，水道管等の財産等について，すべて引き継ぐことになります。

以上で財産の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。内容につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。何かございますか。

○畑岡委員

笠間の畑岡でございます。

基金の取り扱いについて，ちょっとお伺いしたいのです。公共処分場の福田地区の基金の取り扱いと，もう一つは，大池田地区に関連するものなのですけども，今後合併した場合は，どのような基金の取り扱い方をしていくのか，そのところを明細にお願いしたいのです。よろしくお願いします。

○磯会長

事務局でお願いします。

○事務局

ただいまのご質問でございますが，基金はその扱いのまま引き継がれることになっております。

○磯会長

よろしいですか。

○畑岡委員

はい。

○磯会長

そのほかございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

異議がないようですので，協議第 11 号 財産の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。皆様お手持ちの協議会資料 1 ページの空欄になってございます確認部分に本日の期日をご記入ください。

次に，協議第 12 号 条例，規則等の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

11 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 12 号 条例，規則等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが，

条例，規則等の制定にあたっては，合併協議会で協議，承認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。

（１）合併と同時に市長職務執行者の専決区分により，即時制定し，施行させる必要があるもの。

（２）合併後，一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

（３）合併後，逐次制定し，施行させるもの。

次のページをご覧ください。

参考（現況等）でございます。

１の新設合併における条例・規則等の整備についてでございますが，新設合併の場合は，１市２町の法人格が消滅し，それまでの３市町の条例・規則等が失効するため，新市において新たに制定し，施行させる必要があります。

２は施行の方法による区分でございます。

（１）の合併と同時に即時制定・施行させる専決処分条例の例でございますが，法令等に伴い必ず設置するもの，新市の組織や職員等の勤務条件に関するものなどがございます。

暫定施行条例・規則等の例でございますが，執行者が告示し，最初に議会に上程し，議決を受けるものでございますが，条例名は類似しているが，１市２町の制度に差異があり，新市設置日において統合が困難なため，統合案を決定して提案する予定のものなどがございます。

３は３市町の条例等の数でございます。笠間市が 623，友部町が 463，岩間町が 400，計 1,486 でございます。

14 ページをご覧くださいと存じます。

先進地事例でございます。

以上で条例，規則等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。内容等についてご質問がございましたらお願いいたします。

○上野委員

岩間の上野でございます。

合併して，全部同じ条例のもとに行政が運営されるのが当たり前でございますが，そうした調整が時間的に間に合うのかどうか。これは十分努力をしないといけないと思えますけれども，その辺のタイムリミットはどうか，ちょっとお伺いしたいなと思えます。

○磯会長

事務局でお願いします。

○事務局

ただいまのご質問でございますが，３市町の条例を取り扱っている委託会社が同一の会

社になってございます。そういう関係から、条例のすり合わせ等についてはスムーズにいくということになっておりまして、一般的に、条例等のすり合わせは半年程度で済むのではないかと考えてございますので、十分間に合うのではないかなと考えております。

○磯会長

上野委員，よろしいですか。

○上野委員

はい。

○磯会長

その他ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしとのことでございます。協議第 12 号 条例，規則等の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。協議会資料 11 ページの確認の部分に本日の期日をご記入ください。

次に，協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについて。事務局から説明願います。

○事務局

15 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが，

- (1) 笠間地方広域事務組合については，消防業務，消防に関する財産及び消防に従事する職員については新市に引き継ぐものとし，引き続き調整を行うものとする。
- (2) 友部・笠間広域下水道組合については，合併の前日をもって解散し，業務，財産及び職員は新市に引き継ぐものとする。
- (3) 友部地方広域環境組合については，合併の前日をもって友部町及び岩間町は脱退し，合併の日に新市（旧友部町及び岩間町の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- (4) 筑北環境衛生組合については，合併の前日をもって笠間市は脱退し，合併の日に新市（旧笠間市の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- (5) 茨城地方広域環境事務組合については，合併の前日をもって友部町及び岩間町は脱退し，合併の日に新市（旧友部町及び岩間町の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- (6) 水戸地方広域市町村圏事務組合，茨城県市町村総合事務組合，茨城租税債権管理機構及び水戸地方広域市町村圏協議会については，合併の前日をもって笠間市，友部町及び岩間町は脱退し，合併の日に新市において加入するものとする。
- (7) 笠間市，西茨城郡公平委員会については，合併の前日をもって笠間市，友部町及び岩間町は脱退し，新市において新たに加入するものとする。

(8) 介護認定審査会については、新市において新たに設置するものとする。

次のページをご覧ください。

参考(現況等)でございます。

一部事務組合でございますが、(1) は笠間地方広域事務組合でございますが、共同処理する事務は、消防、斎場、火葬場の設置及び管理運営等でございます。

構成市町村は、笠間市、友部町、岩間町、城里町、水戸市でございます。

消防につきましては、3 市町が構成市町村となっておりますので、新市の消防本部として独立することになりますので、脱退となります。

(2) は友部笠間広域下水道組合でございますが、共同処理する事務は、下水道に関する事務でございます。

構成市町村は、笠間市、友部町でございますので、組合は解散となります。

次のページをご覧ください。

(3) は友部地方広域環境組合でございますが、共同処理する事務は、ごみ焼却処理施設の設置・管理でございます。

構成市町村は、友部町、岩間町、水戸市でございます。

(4) は筑北環境衛生組合でございますが、共同処理する事業は、し尿処理場の設置及び管理でございます。

笠間市、協和町、岩瀬町、大和村が構成団体でございます。

(5) は茨城地方広域環境事務組合でございますが、共同処理する事務は、し尿処理場の設置及び管理でございます。

友部町、岩間町、水戸市、茨城町、美野里町が構成団体でございます。

次のページをご覧ください。

(6) は水戸地方広域市町村圏事務組合でございますが、共同処理する事務は、涸沼荘の設置及び管理でございます。

笠間市、友部町、岩間町、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、東海村、城里町が構成団体でございます。

(7) は茨城県市町村総合事務組合でございますが、共同処理する事務は、県内全市町村の常勤職員の退職手当支給等でございます。

全市町村が構成団体でございます。

(8) は茨城租税債権管理機構でございますが、共同処理する事務は、税の滞納処分でございます。

全市町村が構成団体でございます。

次のページをご覧ください。

共同設置でございます。

(1) は笠間市、西茨城郡公平委員会でございますが、共同処理する事務は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置等でございます。

笠間市，友部町，岩間町，岩瀬町，外一部事務組合で，5 団体が構成団体でございます。

（２）は笠間地方介護認定審査会でございますが，共同処理する事務は，介護保険法に基づく，要介護の審査・認定でございます。

笠間市，岩瀬町が構成団体でございます。岩瀬町が本年 10 月 1 日に合併するため，笠間市のみとなります。

（３）は友部町岩間町介護認定審査会でございますが，共同処理する事務は，介護保険法に基づく，要介護の審査・認定でございます。

友部町，岩間町が構成団体でございます。

この 2 つの介護認定審査会は新市に含まれることとなりますので，統合することになります。

次のページをご覧ください。

3 は協議会でございます。

（１）は水戸地方広域市町村圏協議会でございますが，構成団体は，笠間市，友部町，岩間町，水戸市，ひたちなか市，那珂市，茨城町，大洗町，城里町，東海村でございます。

共同処理する事務は，広域市町村圏計画の策定及び実施についての連絡調整でございます。

4 は関係法令でございます。

25 ページをご覧ください。

25 ページは先進地の事例でございます。

以上で一部事務組合等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議がないようでございますので，協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。協議会資料 15 ページの確認の部分にご記入ください。

次に，協議第 14 号 町（ちょう），字名の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

26 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 14 号 町，字名の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが，

（１）3 市町の区域内の町・字の区域及び名称は，原則として現行のとおりとする。

（２）友部町，岩間町については，「大字」の文字表記を除くものとする。

「原則として」を入れさせていただきましたのは，改正の必要性のあるものは今後改正

できるという含みを持たせております。

次のページをご覧ください。

3市町の現況でございます。

笠間市が大字が28、友部町が40、岩間町が10でございます。3市町で78でございます。

2は関係法令でございます。

自治法 260 条でございますが、町、字区域名称の変更についての条文でございますが、市町村議会で議決後、県知事に届け出し、県知事の告示により効力を生ずることになります。

次のページをご覧ください。

3は最近の新設合併における町名、字名の取り扱いの事例でございます。

以上で町、字名の取り扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしとのことでございます。協議第 14 号 町、字名の取り扱いについては、調整方針(案)のとおり決定いたします。協議会資料 26 ページの確認の部分にご記入ください。

続いて、協議第 15 号 慣行の取り扱いについてを議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

29 ページをご覧くださいと存じます。

協議第 15 号 慣行の取り扱いについてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容でございますが、

(1)市章、市民憲章、市の花・木・鳥、名誉市町民制度、表彰制度については、新市において新たに制定するものとする。

ただし、合併前の名誉市町民については、新市においても従来と同等の処遇に配慮するものとする。

(2)都市宣言及び市の歌については、新市において検討するものとする。

次のページをご覧ください。

3市町の現況でございます。

1は市章等でございます。それぞれ制定されてございます。

次のページは市民憲章等でございますが、3市町とも制定しております。

次のページは市町の花・木・鳥でございます。

花でございますが、笠間市、友部町は「きく」、岩間町は「すずらん」でございます。

木は、笠間市は「かしわ」、友部は「もくせい」、岩間は「さくら」でございます。

鳥は、笠間が「めじろ」、友部が「うぐいす」でございます。岩間は制定してございません。

次のページは名誉市民制度，表彰制度でございます。5は表彰制度でございます。

次のページは都市宣言でございます。それぞれ複数の宣言がございます。

7は町の歌でございます。友部町のみ制定されております。

次のページは先進地事例でございます。

以上で慣行の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

○上野委員

大変素朴な質問でございますが，例えば町の花，町の木は，今まで1市2町の中で，それぞれふさわしい名前があったかと思うのですね。新しい市になった場合に，その辺をどのように調整するのか，参考にお伺いしたいなと思います。

○事務局

そのような木や花などを制定する際には，制定委員会なりを設けまして，公募とかで制定しているのが一般的な例だと思います。今後，市になりまして，そのような手順でいくと考えておりますので，よろしくお願い申し上げます。

○磯会長

よろしいですか。

○上野委員

続きまして，公募したり，制定委員会を設けたりする。そうしますと，合併してスタートする日付に合わせて，並行してやっていくのかどうか。時期の問題ですね。その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○事務局

今後，調整方針が決まり次第，3市町のこの慣行を担当する課において，その進め方について協議してまいります。市ができる前に制定できるということになれば，そういう作業も当然していくと思います。そういうことで，よろしくお願いしたいと思います。

○磯会長

そのほか何かございますか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしとのことでございます。協議第15号 慣行の取扱いについては，調整方針（案）のとおり決定いたします。協議会資料29ページの確認部分にご記入ください。

続いて，協議第16号 国民健康保険事業の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

36 ページをご覧くださいと存じます。

協議第 16 号 国民健康保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

（１）国民健康保険制度については、原則として合併時までに調整し、統一するものとする。

（２）税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整した上で、早急に新たな税率を適用する。ただし、当面の間は、合併特例法第 10 条第 1 項の規定を適用し、現行のとおりとする。

（３）国民健康保険運営協議会については、合併時までに委員定数等を調整し、新市において新たに設置するものとする。

（４）検診補助制度等については、原則として合併時までに調整し、統一するものとする。

次のページをご覧ください。

3 市町の現況でございます。

1 は税率・軽減でございます。3 市町とも相違がございます。資産割は、笠間市は採用しておりませんが、友部市、岩間市は採用しております。軽減割合は、笠間市は 7 割・5 割・2 割でございますが、友部市、岩間市は 6 割・4 割となっております。

2 は賦課期日及び納期でございます。3 市町とも相違がございます。

次のページをご覧ください。

3 は給付でございます。葬祭費に相違がございます。笠間市は 1 件 5 万円、友部市、岩間市は 3 万円となっております。

4 の高額療養費は同一でございます。

5 は出産育児一時金貸付事業でございます。

次のページをご覧ください。

6 は国民健康保険運営協議会でございます。報酬等に相違がございます。

7 は主な健康づくり事業でございます。3 市町とも相違がございます。表彰制度、人間ドック等の補助制度がございます。

次のページは関係法令の抜粋でございます。

42 ページからは先進地事例でございます。

以上で国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○磯会長

異議がないようでございます。協議第 16 号 国民健康保険事業の取扱いについては、調

整方針（案）のとおり決定いたします。資料の 36 ページに本日の期日をご記入ください。

続いて、協議第 17 号 介護保険事業の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

44 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 17 号 介護保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

（１）介護保険事業計画については、合併年度から協議、策定し、合併の翌年度から実施するものとする。

（２）保険料及び納期については、合併年度までは現行のとおりとし、合併の翌年度に統一するものとする。

（３）介護保険低所得者負担対策及び市町村特別給付については、合併時に統一するものとする。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

3 市町の現況でございます。

1 の介護保険事業計画でございますが、期間は 3 市町とも同一でございます。平成 17 年度が見直しの年度になっております。統一するには最適な年度であります。

次のページは保険料でございます。保険料に相違がございます。15～17 年度の保険料基準額は、笠間市が月額 2,575 円、友部町が 2,740 円、岩間町が 2,100 円でございます。

次のページをご覧ください。

納期について相違がございます。

5 の介護保険低所得者負担対策において相違がございます。友部町で、非課税世帯に対する利用者負担軽減の制度がございます。

次のページをご覧ください。

笠間市においては介護保険事業の中で特別給付を行っております。友部、岩間は介護保険外での給付を行っております。

7 からは関係法令でございます。

51 ページは先進地事例でございます。

以上で介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

○上野委員

今の表題の中で説明がありましたように、翌年度から実施できるように事前に協議することになっておりますけれども、現在、1 市 2 町とも保険料の基準額が違うわけですね。高い方の基準額にすると、住民の方は抵抗があるのではないかなと。その辺を十分考慮されて協議して、適切な数字を出してもらいたいと要望いたします。

○磯会長

わかりました。要望ということでよろしいですか。

○上野委員

はい。

○磯会長

そのほかございますか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議がないようでございます。協議第 17 号 介護保険事業の取扱いについては、調整方針(案)のとおり決定いたします。44 ページの確認の部分に期日をご記入ください。

続いて、第 1 回協議会において継続協議とされました事項であります。

協議第 7 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

52 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 7 号 (継続)議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容でございますが、

議会の議員の定数及び任期について、次の選択肢から 1 つを決定する。

(1) 地方自治法による原則を適用し、新市の議員定数を〇〇人とする。

(2) 定数に関する特例を適用し、設置選挙に限り定数を〇〇人とする。なお、新市の議員定数は〇〇人とする。

(3) 在任に関する特例を適用し、合併関係市町の議員は〇年〇ヶ月新市の議員として在任する。なお、新市の議員定数は〇〇とする。

次のページは第 1 回協議会で配付した参考資料でございます。改めて一部説明したいと思えます。

(1) の特例措置の適用なしを選択し、合併後 50 日以内に選挙を行うのか、(2) の定数特例を選択し、60 人以内で議員定数を定め、合併後 50 日以内に選挙を行うのか、あるいは(3) の合併後、全員の議員が 2 年以内において在任できる在任特例をとるのか選択していただきたいと思います。

県内の事例では、水戸・内原の合併を除き、すべて在任特例をとっております。

以上で議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

第 1 回目の協議会におきまして調整方針(案)を示しておりませんでした。事務局から説明がありましたとおり、本日、選択肢の中より決定していただきたいと存じます。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

○小藺江委員

友部の小藺江でございます。

任期と定数の件でございますが、合併の期日を平成 18 年 3 月といたしますと、私どもの議会は残すところ 2 ～ 3 ヶ月で任期満了だというのは、在任特例とここで申し上げても、議員の皆さん、あるいは住民の皆さんのご理解はなかなか得がたいと思いますが、私どもの議会の任期満了は平成 19 年の 12 月末日でございます。と申しますと約 2 年間の在任でございます。そうしたことから、私どもの議会の任期の中で、私ども合併を推進する者として、合併の最大の目標である地域格差を取り除き、新市での建設計画のもとで、その道筋をつくる責任と義務がございますので、最大限の在任特例の中でその責任を果たしたいと思っております。

また、定数につきましては、近隣市町村の様子、また、ただいま事務局からお話ございましたように、5 ～ 6 万の市で 28 人ぐらいで落ちついているようでございます。ここは合併いたしますと 8 万 2,000 有余の人口となりますので、定数は、法定限度最大限の 30 人ということをお願いしたいと思っております。

そういうことを私、友部の方から提案いたします。

○磯会長

ご意見をいただきました。

それでは、議会の方のご意見があらうかと思っておりますので、岩間の小磯委員さん、お願いいたします。

○小磯委員

岩間の小磯でございます。

ただいま友部さんの方からお話ございました。岩間の議会といたしましても、(3) 番の在任特例をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○磯会長

それでは、笠間の方からもひとつ。

○渡辺委員

笠間の渡辺でございます。

先日、笠間市議会の全員協議会でも、私は協議課題として出しております。その中で私、議長提案といたしまして、今、友部の議長さんからお話がありましてとおり提案したわけでございますが、一部、議員の皆さん方から、(1) の特例措置なしという意見もありましたが、私、議長といたしましては、友部さんの意見のとおり、ここでは (3) をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○磯会長

議会関係の委員さんの方からは在任特例というご意見のようでございます。学識経験者の方からどなたか……。

○上野委員

今、各市町の議会の関係者から特例措置についてのご意見がございました。皆さん共通の話題としては、合併がゴールではないのだ、合併してスタートなのだということで、時

間をかけて一つの自治体にしていくには、今、責任ある立場にある方に、少なくとも軌道に乗るまでの間、そういう特例を使いまして、住民のために一生懸命努力してもらおう。大変大切なことだと思います。

一番関心があるのは報酬だと思います。市会議員の報酬、町会議員の報酬、基本的なものが違うわけですから、その点をこの会議の中でどのように調整するか。

私個人としては、2年間の延長は大変よろしいかと思います。報酬については、現行制度を尊重するという意見を私は出したいと思います。ご協議願います。

○磯会長

ありがとうございました。在任でいいというご意見ですね。

それでは、もうお一方、学識経験者の方から、埴委員さん、どうぞひとつお願いいたします。

○埴委員

先ほどお話がございましたように、新しい市になるということで、地域格差とかいろいろ事情は違うと思います。そういう意味では、(3)の特例を活用いたしまして、それぞれの行政の特徴のようなものをひとつ十分に話し合ってください、新市建設のためにご努力いただければと思います。

○磯会長

ありがとうございました。

この件について、その他ご意見ございますか。

(「今の意見でいいのではないですか」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ただいま協議会において、県内の先進地事例と同様に、在任特例を採用すべきとの意見がありました。そのように決定することによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。異議なしとのことですので、在任特例をとることに決めます。

この場合、いつまで在任するか、また、在任後の新市の議員定数を何人にするかについて、先ほどもご意見の中に入っておりましたが、ご意見をいただきたいと思います。先ほど小園江委員さんからは、30人で2年ということだったと思いますが……。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

それでは、議員さんの在任期間は合併後2年間とし、定数は30名としてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

異議なしと認めます。議員さんの任期は、在任特例を採用し、合併後２年間に在任し、定数は３０名と決定いたします。資料の５２ページの確認部分に本日の期日をご記入ください。

続いて、これも第１回協議会において継続協議とされました事項であります。協議第８号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。事務局から説明いたします。

○事務局

５４ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第８号（継続）農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針（案）の内容でございますが、

新市に１つの農業委員会を設置するものとし、３市町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項の規定を適用し、合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第７条の規定による新市の選挙による委員の定数は、３０人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に１選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

次のページは第１回協議会で配付した資料でございます。再度、一部説明申し上げたいと思います。

１つの農業委員を置く場合におけるの特例措置なしを選択し、合併後５０日以内に選挙を行うのか、あるいは合併後、選挙による全員の委員が１年以内において在任できる在任特例をとるのか、また、複数の農業委員会を置く場合の選択肢、旧市町のとおり、従前のまま存続させるのか、あるいは、旧市町の区域によらず複数の農業委員会を置き、１年以内の間在任するのか選択していただきたいと思います。

県内の事例では、面積要件で複数の農業委員会を置くことのできる常陸太田、常陸大宮等において、すべて１つの農業委員会としております。また、すべて在任特例を採用しております。また、水戸市、城里町、那珂市、常陸大宮市等におきまして複数の選挙区を設けております。

以上で農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

これも第１回目の協議会におきましては調整方針（案）を示しておりませんでした。事務局から説明がありましたとおり、本日は調整方針（案）をお示ししております。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。何かございますか。

○大久保委員

私は、在任特例で結構です。

○磯会長

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

それでは、異議なしとのことですので、協議第 8 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、調整方針(案)のとおり、選挙による農業委員さんについては合併後 1 年間の在任特例をとり、委員定数は 30 名とし、旧市町ごとに選挙区を設けることと決定してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

異議なしと認めます。協議第 8 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、調整方針(案)のとおり決定いたします。資料 54 ページの確認部分に本日の期日をご記入ください。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)(午前 9 時 56 分 ~ 10 時 6 分)

(午前 10 時 6 分 再開)

○磯会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、これも第 1 回協議会において継続協議とされましたものですが、協議第 9 号 地域審議会等の取扱いについて。事務局から説明します。

○事務局

57 ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第 9 号(継続) 地域審議会等の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針(案)の内容は、

1 地域審議会等を設置しない。

2 地域審議会等を設置する。

(1) 地域審議会を設置する。

(2) 地域自治区を設置する。

(3) 合併特例区を設置する。

この中から選択していただきたいと存じます。

次のページをご覧ください。

第 1 回協議会で配付した参考資料でございますが、再度、一部説明申し上げます。

地域審議会、地域自治区及び合併特例区の概要でございます。

60 ページをご覧いただきたいと存じます。

2 の地域審議会、地域自治区及び合併特例区が設置される一般的なケースでございます。

(1) 規模の大きな市や町と、その周辺にある小さな町村が合併する場合に、旧町村区域に設置する場合。

(2) 合併前の市町村数が多く、合併後の新市において旧市町村の議会議員数が極端に少なくなるような場合でありまして、議会議員の在任特例を適用する団体にあってはほとんど設置していないようであります。

(3) 合併後の新市の面積や地形等から、新市のまちづくりを分けて考えないとならないような場合でございます。

県内の先進地事例でございますが、新設合併では、猿島町が地域審議会を設置している以外は設置しておりません。

また、合併特例区を除き、地域自治区及び地域審議会については、必要性があれば、合併特例法でなく、合併新市において地方自治法や条例により設置することができます。

以上で地域審議会等の取扱いについての説明を終わります。

○磯会長

この協議事項も第 1 回目の協議会におきましては調整方針（案）を示しておりませんが、事務局から説明がありましたとおり、本日、調整方針（案）をお示ししております。この中から選択・決定してまいりたいと存じます。これに関してご意見がございましたらお願いいたします。

○渡辺委員

調整方針の 1、地域審議会等を設置しないということを希望いたします。ただいま事務局からお話がありましたとおり、合併特例法といいますか、別に今回話題にしなくても、今後、新市になった場合に、そのような状況が生まれるというときがあった場合に、その場でまた協議していただければ、これは対応できるのではないかと思いますので、今回のこの中では、設置しないということを希望いたします。

○磯会長

その他どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○磯会長

それでは、ただいま地域審議会等は不要ではないかとのご意見がございましたが、地域審議会等を置かないということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしとのことでございます。協議第 9 号 地域審議会等の取扱いについては、これを設置しないこととさせていただきます。協議会資料 57 ページの調整方針欄の 1 番に丸を

付して、下の確認部分に本日の期日をご記入ください。

新市建設計画については、協議会では「新市まちづくり計画」と表現いたしておりますが、第1回協議会におきましては、この基本構想的事項について提案させていただきましたが、本日は、この続きといたしまして、分野別計画の提案をさせていただきます。まず、事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、継続審議となっております建設計画を提案説明いたします。

ただ今会長から説明がありましたように、第1回の協議会では構想に当たる部分を説明いたしておりますが、今回は分野別計画について説明いたします。

なお、事前に示しましたスケジュールでは、今回の協議会で、分野別計画と併せて、財政計画も提示することになっていましたが、こちらの不手際で、県を含めた調整が十分整っておりませんので、本日は財政計画を配付しておりません。3月4日に説明・配付する予定でございます。

なお、3月10日に茨城県議会の調査特別委員会があるのですが、ここにも同じような資料を提出するつもりでございます。この協議会を経て提出するのが本来の筋書きでございますが、協議会での審議を経ずに、特別委員会に提出・審議していただくことをご了解いただきたいと思います。

建設計画につきましては、今日の提案、協議を踏まえ、次回、第3回協議会で十分協議いただき、およそ、その結論をいただきたいと思いますと考えています。

なお、建設計画につきましては、合併特例法に規定するもので、笠間市、友部町、岩間町の3市町が合併しての新市のまちづくりのビジョンを示すものでございます。新市になりますと、地方自治法の規定に基づいて総合計画を策定することになります。したがって、この建設計画と申しますのは、3市町が合併して新たな総合計画をつくるまでの橋渡しの計画になりますが、新市のまちづくりにおいて、当然、この建設計画が引き継がれることになります。そして、分野別に掲げる事業が財政計画に裏づけされているかどうかというものがポイントになってくるものでございます。

それでは、分野別計画の説明に入る前に、前回もお示ししましたが、新市のまちづくりの重点ビジョンとしましては、「恵まれた交通基盤を生かしたまちづくり」、また、新市の将来像として、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」を掲げました。

この実現に向かって新市笠間市建設計画で優先的に取り組むべきことは、新市の一体感を早期に醸成し、かつ鉄道と観光資源を結ぶために道路整備を行います。また、均衡ある発展のための市街地整備を行います。

さらに、地域戦略としては、物の交流を重要視しまして、友部地区、岩間地区の栗や菊などの農産物と笠間地区の観光との交流からブランド力を高めること。このことによって、笠間地区の観光もさらに素材を増すことになります。

もう一つの要素は、笠間芸術の森公園と友部町のエデュケーションセンターを含めた友部地区北

山公園を一体化した芸術文化ゾーンです。陶芸美術館を中心とした芸術の森公園はもとより、今月、教育研修センターでクールシュヴールという音楽祭が開催されることから、今後、新市での新たな国際芸術文化構想を提案する上で十分環境が整っていると言えます。

この地域のポテンシャルを生かす意味で、この2つの地域戦略を具体的に展開することによって、新市の合併の意義がさらに具現化されるのではないかと確信しております。

それでは、お手元に配付してあります分野別計画書について説明いたします。

まず、65ページをお開きください。

「土地利用構想」です。

新市の面積は、平たんな地形が連なる可住面積 136.7 k m²ということで、これは、前回も説明しましたが、県内では、つくば市、水戸市に次いで3番目に広い面積となります。このような行政区域となっております。かつ全区域とも一般都市計画区域になっていることから宅地化が比較的容易であったために、友部地区では宅地開発が進み、人口の増加が顕著となっております。また、県中央部に位置するという利点からJR鉄道網が発達し、かつ高速自動車道、国道及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。また、笠間地区では土地区画整理事業を進める中で、商業施設を取り込んで効果的な地域開発が行われた実績もあります。

一方、北部から西部にかけては小高い山が連担していて、自然が保全されており、涸沼川流域を中心として水田が広がり、農業生産活動の支えとなっています。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、整備、開発及び保全のバランスを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めていきます。

以上のことから、新市の土地利用は、整備、開発及び保全の方針で構成され、自然環境の保全を念頭に置きながら、民間活力を生かしながら、拙速を求めず、整備、開発を行っていくものとします。

続いて、66ページに移ります。

分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

1の「都市基盤の整備」です。

【基本方向】

新市の持つ地理的優位性を生かしたまちづくりを進めるために、広域幹線道路の整備を行い、及び合併効果を高めるために地域内の幹線道路を整備していきます。また、既に着手している駅周辺整備については継続して進め、均衡ある発展のために新たな市街地整備を行います。

(1) 幹線道路の整備

新市の一体感を醸成し、合併効果を高めるために、旧市町の市街地を結ぶ道路の整備を進めます。

(2) 景観の整備

新市は、江戸の笠間藩と穴戸藩の 2 つの城下町を有することになりますので、地域の歴史・文化を生かすために、歴史的な建造物保存や町並み景観整備の必要性がさらに高まっていると考えております。

(3) 市街地の整備

(4) の「土地利用」ですが、大規模公有地（県有地）というのは、友部地区畜産試験場跡地、笠間地区笠間高校実習地跡地を指しておりますが、双方とも農地を含んでいて、財産の移譲には手続上課題があるのですが、新市のまちづくりに活用すべく、茨城県と協議を進めていきます。

続きまして、67 ページです。

この建設計画には県で行う事業を掲載することになっており、【国・県事業】に示しますように、北関東自動車道整備を除いた 9 本の道路事業について、既に県と調整済みとなっております。国道 355 号バイパス整備については、3 市町区間が整備されています。これらは既に県の事業として着手されている事業ではあるのですが、合併する市町村には、支援の意味で整備の速度をさらに増して、力を入れていただけることと思います。

なお、後述しますが、県事業については、河川改修事業が 1 本ございます。

それでは、68 ページに移らせていただきます。69 ページを併せて説明いたします。

2 番目の「保健・医療と福祉の充実」でございます。

【基本方向】としては、少子高齢化社会が進展していく中で、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を生かして活力ある地域をはぐくんでいくものとします。特に、友部地区では医療、福祉施設が既に十分整備されていることから、これらの施設の活用と連携を図ります。

(1) 番の「保健予防・健康づくりの推進」から始まりまして、(7) 番の「低所得者福祉の充実」まで項目を並べてあるわけですが、基本的には、これまで各市町で行ってきたサービスを引き続き提供していきます。

なお、【主な事業】中の「医療福祉費支給制度の充実」の中で（5 歳児未満）とありますが、これは言葉として（未就学児）と訂正させていただきます。

これらのサービスに対応するには、現在、笠間市で福祉事務所を構えているわけですが、8 万の行政機構になりますので、福祉事務所の行政体制がさらに拡充され、恵まれた施設を活用して、かつ社会福祉協議会との連携を図って行えば、福祉・保健のサービスはかなり充実するものと考えております。

これらの充実した福祉サービスの提供のもとになるのは地域福祉計画でございます。これは、新市になって早急に策定すべき課題と考えております。

笠間市内では平成 8 年度から福祉バスを運行しております。1 日置きに全地域を走ることになっておりまして、高齢者など交通弱者の便利な交通手段となっております、新市

になった暁には、このバスを延長して、友部町、岩間町地区にも拡大するように検討を行っていきます。

「児童福祉、子育て支援の充実」に関しましては、平成 16 年度に各市町で策定しました次世代育成支援行動計画のもとに事業を実施していくことになります。

笠間市では放課後児童クラブ、友部町では学童保育として実施しておりまして、岩間町でも 17 年の 4 月から、学童保育という名称で事業を開始しますが、名前は違っても同じ事業でございまして、今後、子育て支援事業の中では重要な位置づけの事業となりますので、さらに充実させていきたいと思います。

続きまして、70 ページに移ります。

「生活環境の整備」でございます。

【基本方向】としましては、生活の快適性を実現し、住みよいまちを目指していくため、生活道路整備、防犯・防災対策、生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、住民の意識高揚を図っていきます。

(1) 番の「生活道路の整備」から始まりまして、「防犯体制の強化」、「消防・防災体制の充実」、「公園・緑地・河川の整備」、「上水道の整備」、「生活排水対策」、そして(7) 番の「ごみ対策」まで 7 つの項目で構成しております。

そのうち、(2) 番の「防犯体制の強化」につきましては、今般、学校などでの子供に対する犯罪が増えておりまして、これら教育・子育て環境の安全対策は新市でも重要な課題になるかと思います。

(3) 番の「消防・防災体制の充実」でございます。常設消防機関としましては、新市では笠間地方広域事務組合となっておりますが、新市の同一行政組織になることから、より連携を図ってまいりたいと思います。

続きまして、71 ページに移ります。

申し訳ないのですが、(6) 番の「生活排水対策」につきまして、公共下水道事業が欠如しております。生活排水につきましては、行政の事業としては、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽という 3 本の柱で事業化しておりまして、これをベストプランと称しまして、それぞれの事業の色分けをしております。これを基本に進めてまいります。

なお、河川事業につきましては、県の事業として、涸沼川河川改修事業をこの建設計画にも掲載することになっております。

続きまして、72 ページの「教育・文化の充実」でございます。

【基本方向】としましては、地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要な要素となっており、学習の場となる幼・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たし、スポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め、有効活用を図ります。

幼児教育については、笠間に2つの公立幼稚園があるほか、3市町で7つの私立幼稚園がありますので、これらの連携が課題となつてこようかと思ひます。

学校教育については、各市町とも耐震化の問題を抱えておりまして、これを年次的に整備していくことが緊急の課題になろうかと思ひます。

(4)番の「文化の振興」ですが、この地域は芸術文化の要素に非常にすぐれていて、冒頭にも申し上げましたが、地域のブランド力を高めるため、国際的な視野に立った芸術文化振興を推進します。これは先ほどの例で、新たな発想であります、笠間芸術の森公園と友部地区の北山公園を一体化させた芸術文化拠点づくりも検討に十分値する構想ではないかと考えております。

1つ追加していただきたいのですが、73ページの【主な事業】中の「学校教育の充実」の中に「学校給食施設整備」を加えていただきたいと思ひます。「小・中学校施設の耐震化及び改修事業」の後に「学校給食施設整備」と1項目つけ加えていただきたいと思ひます。

続いて、74ページの「産業の振興」に移ります。

新市は、新規の企業を誘致するとともに、地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また、地域ブランドを活用して農産物振興に結びつけます。

この中で、友部地区の流通センターが「商業の振興」と「工業の振興」に重複して掲載されていますが、現在の位置づけは「工業の振興」になっておりますので、友部地区の流通センターの整備については、「商業の振興」の欄から削除を願ひたいと思ひます。

「産業の振興」の中で、新市のこれからの課題としましては、友部地区、岩間地区の栗や菊を中心とした農業と笠間地区の観光業との交流によって、さらに地域のブランド力を増して活性化させることが重要な課題となつてこようかと思ひます。もちろん、現在のところ、具体的な交流はなされていないのですが、これから同じ市の枠の中ということで、こうした交流を積極的に働きかけていくことが必要となろうかと思ひます。

笠間においては、「笠間ファンクラブ」というものに昨年の秋から取り組んでおりまして、これはどういうことかといひますと、文字どおり笠間を愛する人を募りまして登録していただき、地域のイベントの情報や特産物を提供するというもので、これに友部・岩間地区のすぐれた農産物が加われば、このクラブが拡大・充実することが期待できると思ひます。

続きまして、76ページ、「住民参画の推進」であります。

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

笠間地区については「まちづくり教室」、友部地区については「友部学」が実践されておりますので、これら住民の方の自主的な動きをさらに継続して発展させます。

「情報公開の推進」の中でパブリックコメントの充実がありますが、これは友部町にあって、3月に条例制定のため、具体的な動きがあるようです。これは新市としても引き続

き取り組んでいくことではないかと思います。パブリックコメントといいますのは、行政の政策決定の中で、できるだけ住民の方の意見を取り入れるという制度でございます。

続きまして、77 ページに移ります。

「行財政の効率化」でございます。

将来にわたって厳しい財政状況が予想されることから、合併協議会設置に向けて、このことが一つの動機になっていることから、新市発足後も安定した財政運営を常に心がけていかなければなりません。

続きまして、78 ページ、最後のページになります。

「公共的施設の統合整備」です。

これは、第 1 回の協議会で、庁舎は友部町ということに決定されておりますので、これに合わせて、笠間市の庁舎、岩間町の庁舎は総合的な機能を有する支所という位置づけになっております。

それぞれ改修・増築は必要になってくようかと思いますが、これについても最小限の経費で実施することを基本とします。

以上、分野別の計画について、雑ぱくではありますが、説明を終わらせていただきます。

なお、建設計画に関する資料では、第 1 回目配付分につきましてご意見やご指摘をいただき、訂正箇所が幾つかあります。次回の 3 回目の資料の前に、新市まちづくり計画（案）として新たに 1 冊にまとめたものを配付したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○磯会長

事務局から説明が終わりました。これに関してご質問などがございましたらお願いいたします。

○常井委員

2 点ほどお願いしたいと思っています。

66 ページの先ほどの「土地利用」の件ですが、「市内にある大規模公有地（県有地）」となっておりますが、説明の中で、友部の県の畜産試験場跡地と高校の農場地跡地ということでありました。この県の畜産試験場跡地に関しましては、我々の一般質問等に対しても、県は、この合併の推移を見守りながら対応していくということを言っております。非常に極めて重要な土地でありますので、ここは、今後の県との交渉の中においても、「県畜産試験場跡地」ということをはっきりと明示していただきたいと思っております。それがあかないかで県との交渉は相当違ってくると思いますので、ぜひお願いしたい。

2 点目ですが、「幹線道路の整備」ということで説明がありました。これは県との協議が既に済んでいるということですが、新市の一体感を醸成するための幹線道路の整備という説明の観点からすれば、ここに追加で挙げていただきたいと私が思うのは、岩間と笠間の接点であります県道南指原岩間停車場線であります。これは、岩間のゴルフ場の上から笠間の洗心館に抜ける道路であります。これは長い間、通行不能道となっておりましたが、16 年度、17 年度で用地買収を済ませようという段階にまで入っております。これを

開通させて、クラインガルテンとか、岩間からクラインガルテンを通過して、笠間を通過して北山公園、周遊のコースが幾つもあると思うんですね。小さい環、大きい環で、地域の皆さんが活用できる非常にすばらしい道路体系になると思いますし、生活道路以外にも、観光道路としても有用性を増すものだと思っておりますので、県道南指原岩間停車場線の整備については、ぜひ追加をお願いしたいと思っております。

○磯会長

ありがとうございました。

○小松崎事務局長

それでは、お答えいたします。

ただ今の第1点でございますが、66ページの（県有地）と書いてあるところに（県畜産試験場跡地）と明記したらどうかという意見でございます。これにつきましては、ご指摘のとおり、（県畜産試験場跡地）と明記させていただきたいと考えております。

もう一つは、県道南指原岩間停車場線の整備ということでございますけれども、合併市町村におきましては、県・国が率先して行う事業、県道であっても市が実施いたしまして、県の支援を行う事業、単独の合併特例債を受けて行う事業と3つに分かれている訳でございます。先ほど事務局から説明しましたものにつきましては、県が率先して行う事業ということで現在協議をいたしているところでございます。

今後につきましては、県に代わって新市が行いまして、県に支援をしていただく事業といたした中での検討をさせていただきながら、ただ今常井委員さんに言われましたことについて検討してまいりたいと考えております。

なお、事業費につきましては、枠がございますけれども、その中から検討・協議し、あるいは皆様方と協議しながら優先順位を決めまして検討・協議しまして、県に代わって市が実施する、いわゆる支援事業の中に織り込んでまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○磯会長

よろしいですか。

○常井委員

はい。

○磯会長

その他どうぞ。ご要望等ございましたらお聞かせください。

○上野委員

まだまだこれから細部にわたって協議していくだろうと思っておりますけれども、笠間市の名前をとられました。中央は友部になりました。私は岩間の代表でございますのでお伺いするのですが、岩間にも何か共同の施設を置くべきではないかなという気がいたします。そして、3つがバランスのとれたいい都市になるようにしていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○事務局

ただいまの質問は、岩間にも共同の施設ということでございますね。それについては、これから内部で検討させていただきますということでよろしいでしょうか。

○磯会長

よろしゅうございますか。

○上野委員

はい。

○磯会長

その他ございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。

それでは、この分野別計画でございますが、各委員からいただいたご意見等を参考にさせていただいて、事務局の方で整理の上、この新市まちづくり計画の完成度を高めてまいりたいと存じます。そのようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、本日、事務局から説明させていただきましたものを分野別の素案とさせていただきます。

本日提案させていただきました協議事項は以上でございますが、「その他」といたしまして、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○小松崎事務局長

それでは、事務局から今後の協議会の日程についてお知らせ申し上げます。

この協議会は、予定どおり3月までに県知事に合併申請ができれば、事務事業の調整があるため、4月以降も引き続き開催する訳でございますけれども、当面、第4回の協議会までの予定ができておりますので、お知らせしたいと思います。

第3回の協議会でございますが、3月12日、土曜日でございます。岩間町の公民館におきまして午前10時から開催させていただきます。

第4回の協議会でございますが、3月22日、笠間市の中央公民館におきまして午後1時から開催させていただきたいと予定いたしております。

○磯会長

他に委員さんから何かございますか。

(「ないです」の声あり)

○磯会長

よろしゅうございますか。

それでは、私の議長としての任を解かせていただきたいと思います。ご協力、ありがと

うございました。

○小松崎事務局長

以上をもちまして、第2回笠間市・友部町・岩間町合併協議会は閉会とさせていただきます。

長時間に渡りまして大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

(午前10時46分 閉会)